

兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改訂について（概要）

1 PCB 廃棄物処理の経緯

- 平成 13 年 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）制定
- 平成 16 年 日本環境安全事業(株)（JESCO、現：中間貯蔵・環境安全事業(株)）による PCB 処理開始（北九州：H16～、豊田・東京：H17～、大阪：H18～、北海道：H20～）
- 平成 18 年 「兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」策定
- 平成 20 年 JESCO 大阪 PCB 処理事業所での兵庫県内の PCB 廃棄物の処理開始
- 平成 21 年 廃棄物処理法改正（無害化処理認定制度の対象に微量 PCB 廃棄物を追加）
- 平成 24 年 特措法施行令改正（処理期限の延期）
- 平成 26 年 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画改訂
- 平成 27 年 JESCO 北九州 PCB 処理事業所での兵庫県内の安定器等・汚染物の処理開始

2 兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（現行）の概要（平成 18 年 1 月策定）

（1）計画の目的

- 特措法第 7 条の規定に基づき策定する法定計画
- 兵庫県内の PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進し、生活環境の保全と県民の健康保護を図る。

（2）基本方針

- 県内に保管されている PCB 廃棄物及び現在使用中で平成 28 年 7 月までに発生が見込まれるすべての PCB 廃棄物を平成 28 年 7 月までに処分
- 高圧トランス・高圧コンデンサ・廃 PCB 及び PCB を含む廃油について、事業者が自社処理するものを除き、JESCO 大阪 PCB 廃棄物処理事業において処理
- 柱上トランスに係る PCB については、電力会社の処理施設で処理
- 上記②及び③以外については、今後 JESCO が整備する拠点の広域処理施設において処理
- 国が策定した「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」に基づく安全で効率的な収集運搬体制の構築

（4）適正処理の推進に必要な事項

- 収集運搬の安全性の確保、計画的な収集運搬体制の整備
- 保管事業者及び収集運搬業者への指導
- 関係地方公共団体との連携
- PCB 廃棄物の処理に係る情報の収集、必要な知識の普及等



高圧トランスの例



高圧コンデンサの例



コンデンサを内蔵する安定器の例

3 本県における主な PCB 廃棄物の処分量見込みの現状（平成 26 年 3 月現在）

- 現計画策定以降、JESCO 大阪 PCB 処理事業所の稼働状況の遅れ等により、PCB 廃棄物の処理は順調に進んでいるとはいえない状況
- 直近の保管量及び使用量等を踏まえ、処分量の見込みを見直しが必要（下表のとおり）

		兵庫県（政令市含む）		
		保管量	使用量	処分量見込
高濃度 PCB 廃棄物 (安定器等・汚染物除く)	高圧トランス	186 台	2 台	188 台
	低圧トランス	18 台	0 台	18 台
	高圧コンデンサ	4,934 台	173 台	5,107 台
	低圧コンデンサ	19,616 台	11 台	19,627 台
	柱上トランス	4 台	0 台	4 台
	廃 PCB	2,064 kg	—	2,064 kg
	PCB を含む廃油	22,297 kg	—	22,297 kg
	合計			
高濃度 PCB 廃棄物 (安定器等・汚染物)	安定器	132,868 台	2,425 台	135,293 台
	感圧複写紙	5,223 kg	0 kg	5,223 kg
	ウエス	4,205 kg	0 kg	4,205 kg
	汚泥	5,229 kg	0 kg	5,229 kg
	その他機器	423 台	47 台	470 台
	その他汚染物	115,119 kg	0 kg	115,119 kg
	合計			
低濃度 PCB 廃棄物	高圧トランス	1,458 台	513 台	1,971 台
	低圧トランス	434 台	356 台	790 台
	高圧コンデンサ	4,483 台	121 台	4,604 台
	低圧コンデンサ	14,307 台	96 台	14,403 台
	柱上トランス	1,830 台	30,000 台	31,830 台
	安定器	65,160 台	2,714 台	67,874 台
	廃 PCB	7,456 kg	—	7,456 kg
	PCB を含む廃油	376,319 kg	—	376,319 kg
	感圧複写紙	12,600 kg	0 kg	12,600 kg
	ウエス	42,595 kg	0 kg	42,595 kg
	汚泥	1,404,150 kg	0 kg	1,404,150 kg
	その他機器	7,373 台	765 台	8,138 台
	その他汚染物	1,032,826 kg	4,253 kg	1,037,079 kg
	合計			

4 国の「PCB 廃棄物処理基本計画」の改訂（H26.6）【本県に係るもの】

（1）JESCO を活用した拠点の広域処理施設による処理体制の整備

- 大阪処理事業所における処理期限の変更（平成 34 年 3 月 31 日期限）
- 安定器等・汚染物の北九州処理事業所における処理（平成 34 年 3 月 31 日期限）

（2）都道府県市の取組

- 事業者に対する使用製品の保有状況の確認、事業者団体等を通じた情報収集
- 未処理事業者への指導、拠点の広域処理施設への搬入時期等の協議・調整

「兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の改訂が必要

5 兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（改訂案）の概要

（1）計画期間

特別措置法施行令に定める PCB 廃棄物の処理期限である平成 39 年 3 月 31 日まで

※ただし、国の基本計画の改定及び PCB の処理体制の整備状況等を勘案し、必要に応じて見直し

（2）PCB 廃棄物の処理体制

① 高濃度 PCB 廃棄物

- ・ 県内の高濃度 PCB を使用した高圧トランス・コンデンサ、廃 PCB 及び PCB を含む廃油について、JESCO 大阪 PCB 処理事業所において平成 34 年 3 月 31 日までに処理
- ・ 安定器等・汚染物について、JESCO 北九州 PCB 処理事業所において平成 34 年 3 月 31 日までに処理
- ・ ポリプロピレン等を使用したコンデンサの一部について、JESCO 豊田 PCB 処理事業所において平成 35 年 3 月 31 日までに処理

【高濃度 PCB 廃棄物の処理体制】

処理対象物	施設名称	計画的処理完了期限
高圧トランス・高圧コンデンサ類	大阪 PCB 処理事業所	平成 34 年 3 月 31 日
廃 PCB・PCB を含む廃油		
安定器等・汚染物 (小型電気機器の一部)		
安定器等・汚染物（上記以外）	北九州 PCB 処理事業所	平成 34 年 3 月 31 日
ポリプロピレン (PP) 等を使用したコンデンサの一部	豊田 PCB 処理事業所	平成 35 年 3 月 31 日



大阪 PCB 処理事業所
(大阪市此花区)



北九州 PCB 処理事業所
(福岡県北九州市若松区)



豊田 PCB 処理事業所
(愛知県豊田市細谷町)

② 低濃度 PCB 廃棄物

本県に保管されている低濃度 PCB 廃棄物及び現在使用中で平成 39 年 3 月までに発生が見込まれる全ての低濃度 PCB 廃棄物について、環境大臣の認定する無害化処理認定施設又は都道府県知事等の許可による施設において、PCB 特措法施行令で定める平成 39 年 3 月 31 日までに処分

（3）PCB 廃棄物の処理体制の確保のための方策

① 収集運搬の安全性の確保

- ・ 保管事業者及び収集運搬業者に対する国のガイドライン及び JESCO の各 PCB 処理事業所の受入基準の遵守指導による安全性の確保
- ・ 県及び政令市による保管事業者等への立入検査の実施
- ・ 事故時における関係自治体等の連携による追跡調査、環境モニタリング等の措置

② 計画的な収集運搬の推進

- ・ 国の基本計画に基づく計画的な搬入管理及び効率的な収集運搬の推進
- ・ 収集運搬の安全性の確保のための JESCO 各 PCB 処理事業所の受入基準に基づく運搬経路の遵守
- ・ 運搬車両の GPS (衛星測位システム) による運行管理、大阪市内、北九州市内及び豊田市内の運搬における伴走車の設置

（4）PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

① 保管事業者等への指導

- ・ PCB 廃棄物保管事業者への早期の適正処理に向けた指導
- ・ 未届事業者の把握及び処理期限内の処理に向けた指導
- ・ 経産省中部近畿産業保安監督部・中国四国産業保安監督部との連携による使用事業者の把握、PCB を使用しない電気機器への転換に向けた指導

② 計画的な処理を促進するための事前指導

- ・ 保管事業者及び使用者向け説明会の開催、事業者による年間搬入計画の作成による計画的な処理について指導

③ 収集運搬業者への指導

- ・ 国のガイドライン及び JESCO 各 PCB 処理事業所の受入基準について指導

④ 関係地方公共団体との連携

- ・ 近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会や広域調整協議会等での協議・調整等

⑤ PCB 廃棄物の広域的な処理の体制

- ・ PCB 廃棄物広域処理事業の推進を図るための関係府県及び政令市による連携

⑥ 微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理の推進

- ・ 微量 PCB 廃電気機器等の環境大臣認定無害化処理施設等での処理の推進、県及び政令市による情報提供

⑦ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成

- ・ 県による国と協調したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成

⑧ 県民、事業者及び PCB 製造者等の理解を深めるための方策

- ・ JESCO による情報公開、県ホームページへの専用サイトの開設
- ・ パンフレットの作成等での情報提供による県民の理解向上